

平成23年加美町議会第1回定例会会議録第3号

平成23年3月10日（木曜日）

出席議員（19名）

1番	下山孝雄君	2番	尾形明君
3番	三浦英典君	4番	三浦又英君
6番	木村哲夫君	7番	近藤義次君
8番	吉岡博道君	9番	工藤清悦君
10番	一條寛君	11番	佐藤善一君
12番	米木正二君	13番	沼田雄哉君
14番	猪股信俊君	15番	新田博志君
16番	伊藤淳君	17番	高橋源吉君
18番	伊藤由子君	19番	伊藤信行君
20番	一條光君		

欠席議員（1名）

5番 澁谷征夫君

欠員なし

説明のため出席した者

町長	佐藤澄男君
副町長	森田善孝君
総務課長	早坂宏也君
会計管理者兼課長	柳川文俊君
政策推進室長	今野幸伸君
危機管理室長	早坂俊一君
庁舎建設準備室長	猪股清信君
企画財政課長	吉田恵君
町民課長	島山和幸君

税 務 課 長	竹 中 直 昭 君
特別徴収対策室長	渡 邊 光 彦 君
農 林 課 長	猪 股 雄 一 君
農業振興対策室長	早 坂 安 美 君
森林整備対策室長	高 橋 洋 君
商 工 観 光 課 長	佐 藤 勇 悦 君
建 設 課 長	早 坂 忠 幸 君
保 健 福 祉 課 長	早 坂 仁 君
子 育 て 支 援 室 長	早 坂 律 子 君
地域包括支援センター所長	高 橋 ちえ子 君
上 下 水 道 課 長	高 橋 行 雄 君
小 野 田 支 所 長	早 川 栄 光 君
宮 崎 支 所 長	猪 股 忠 一 君
総 務 課 長 補 佐	佐 藤 敬 君
教 育 長	土 田 徹 郎 君
教 育 総 務 課 長	佐 竹 久 一 君
社 会 教 育 課 長	鈴 木 啓 三 君
体 育 振 興 課 長	大 類 恭 一 君
農 業 委 員 会 会 長	兔 原 伸 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	鈴 木 裕 君
代 表 監 査 委 員	小 山 元 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	高 橋 啓 君
次 長	熊 谷 和 寿 君
主 査	橋 本 幸 文 君
主 査	佐 藤 礼 実 君

議事日程 第3号

第 1 会議録署名議員の指名

- 第 2 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について（加美町小野田支所耐震補強
工事請負変更契約の締結について）
- 第 3 議案第 3 号 加美町職員定数条例の一部改正について
- 第 4 議案第 4 号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に關す
る条例の一部改正について
- 第 5 議案第 5 号 加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につい
て
- 第 6 議案第 6 号 加美町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 7 号 加美町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 8 号 加美町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 9 議案第 9 号 加美町地域包括支援センター条例の一部改正について
- 第 10 議案第 10 号 加美町工業用地等造成事業特別会計条例の廃止について
- 第 11 議案第 11 号 新町建設計画の変更について
- 第 12 議案第 12 号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町鹿原地区公民館
等）
- 第 13 議案第 13 号 町道路線の廃止について
- 第 14 議案第 14 号 町道路線の認定について
- 第 15 議案第 15 号 大崎地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び大崎
地域広域行政事務組合規約の変更について
- 第 16 議案第 16 号 大崎市、色麻町、涌谷町及び美里町に公の施設を利用させるこ
とを廃止する協議について
- 第 17 議案第 17 号 大崎市、色麻町、涌谷町及び美里町に公の施設を利用させるこ
との協議について
- 第 18 議案第 18 号 平成 22 年度加美町一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 19 議案第 19 号 平成 22 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3
号）
- 第 20 議案第 20 号 平成 22 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 21 議案第 21 号 平成 22 年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 22 議案第 22 号 平成 22 年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 23 議案第 23 号 平成 22 年度加美町水道事業会計補正予算（第 3 号）

- 第24 議案第24号 平成23年度加美町一般会計予算
 - 第25 議案第25号 平成23年度加美町国民健康保険事業特別会計予算
 - 第26 議案第26号 平成23年度加美町後期高齢者医療特別会計予算
 - 第27 議案第27号 平成23年度加美町介護保険特別会計予算
 - 第28 議案第28号 平成23年度加美町介護サービス事業特別会計予算
 - 第29 議案第29号 平成23年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
 - 第30 議案第30号 平成23年度加美町霊園事業特別会計予算
 - 第31 議案第31号 平成23年度加美町営駐車場事業特別会計予算
 - 第32 議案第32号 平成23年度加美町下水道事業特別会計予算
 - 第33 議案第33号 平成23年度加美町浄化槽事業特別会計予算
 - 第34 議案第34号 平成23年度加美町水道事業会計予算
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第34まで

午前10時00分 開議

○議長（一條 光君） 皆さん、おはようございます。本日は、大変御苦労さまです。

会議に先立ちまして事務局から連絡をいたさせます。

○事務局長（高橋 啓君） おはようございます。

会議の開催前に事務局から報告をさせていただきます。

本日、インターネットの中継のカメラの不具合がございまして、本日の放映のカメラが限定されております。議長席と後ろのカメラ、全景を、その二つだけになってしまいますので。ただし、音につきましては配信ができますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（一條 光君） ただいまの出席議員は19名であります。5番澁谷征夫君より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（一條 光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、10番一條 寛君、11番佐藤善一君を指名いたします。

日程第2 報告第1号 専決処分した事件の報告について（加美町小野田支所耐震補強等工事請負変更契約の締結について）

○議長（一條 光君） 日程第2、専決処分した事件の報告について、報告を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 皆さん、おはようございます。

報告第1号でございますが、その前に、昨日地震の被害調査の際に、漆沢浄水場で死亡された方があるということの御報告を申し上げましたが、御報告をしておきます。

黒川郡富谷町の36歳の男性ということで報告をいただいておりますので、議員の皆様方に御報告をさせていただきました。

それでは、報告第1号、専決処分した事件の報告について、御説明を申し上げます。

本案件は、平成22年9月7日に開会された平成22年加美町議会第3回定例会において承認をいただき、丸か建設株式会社代表取締役佐々木浩章と契約いたしました加美町小野田支所耐震補強等工事について、地方自治法第180条第1項の規定により議会の議決を経た工事請負契約

で契約金額の10%以内、ただし、その金額が1,000万円以下の増減による変更金額については、町長の専決事項でありますことから、平成23年2月8日付で工事請負変更契約締結の専決処分を行ったため、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

その内容につきましては、一つ目に、加美よつば農業協同組合の執務スペースへの電源回路増設のための電灯幹線設備及びキュービクル内改造などの電気設備工事の追加。二つ目として、耐震補強工事に支障となる隠ぺい埋設されている空調設備配管及び屋外給排水設備配管の切り直しなどの改修のための追加工事。三つ目として、農業委員会の執務スペースを仕切るための間仕切り壁などの設置のための追加工事。四つ目といたしまして、施設の経年劣化に伴う暖房設備、給油配管の漏えいのための改修及び給水設備の補修のための追加工事等による変更を行うもので、これにより変更前契約額5,838万円に580万6,500円を追加し、6,418万6,500円に変更したものであります。

なお、本案件につきましては、平成23年3月15日までの工期で実施しているところでございますが、内部の改修工事は既に完了しておりますので、3月14日より加美よつば農業協同組合小野田支店が営業を開始する予定となっております。

以上、御報告をいたします。

○議長（一條 光君） これにて報告第1号専決処分した事件の報告についてを終了いたします。

日程第3 議案第3号 加美町職員定数条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第3、議案第3号加美町職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第3号加美町職員定数条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案件は、本年4月1日から認定こども園が開園されることに伴いまして、認定こども園の職員は教育委員会の事務部局に区分となることから、町長の事務部局及び教育委員会の事務部局の定数の改正を行うものであります。

また、昨年3月定例会で、職員定数を320人とする改正を行っておりますが、今回の事務部局間の定数の改正とあわせ、本年4月1日の職員数が303人と見込まれますので、さらに10人を増員して、職員定数を310人とする改正を行うものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号加美町職員定数条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第3号加美町職員定数条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4 議案第4号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第4、議案第4号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第4号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本案件は、本年4月より児童虐待やいじめ、不登校、引きこもりなどの問題について、個々の子供や家庭への相談、支援を行う児童家庭相談支援員を新たに設けたく、報酬額を規定しております別表に加える改正をするものであります。国の緊急総合経済対策の住民生活に光をそそぐ交付金の事業で、弱者対策、自立支援としてこれらの取り組みが対象となりますので、これを財源としてソフト面から子供や家庭を支援してまいるのであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第4号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 報告第5号 加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第6号 加美町職員の育児休暇等に関する条例の一部改正について

○議長（一條 光君） お諮りいたします。

日程第5、議案第5号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。

日程第6、議案第6号加美町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

以上2件は、いずれも関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。

よって、日程第5、議案第5号及び日程第6、議案第6号を一括議題とすることに決定いたしました。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第5号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。議案第6号加美町職員の育児休暇等に関する条例の一部改正について。これにつきましては、勤務時間の改正に伴い改正するものでありますが、一括して御説明を申し上げます。

今回の改正は、職員の勤務時間について、現在の1日8時間、週40時間を、1日7時間45分、週38時間45分に改正をするものであります。公務員の勤務時間につきましては、平成20年の人事院勧告において、民間と均衡させるべきとして勤務時間の改正が勧告され、翌年の21年4月から国家公務員や一部地方自治体の実施し、宮城県は平成22年4月から実施をし、県内においても多くの地方自治体の実施をしているところであります。

改正に当たっては、これまでの行政サービスを維持することが基本でありますので、始業時間の午前8時30分、終了時間の午後5時15分については変更しないで、12時からの休憩時間をこれまでの45分から1時間とするものであります。休憩時間帯については、これまでどおり職

員が交代で対応してまいります。

議案第5号で職員の勤務時間に関する規定を、議案第6号で育児休業に係る短時間勤務職員の勤務時間についての改正を行うものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第5号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第6号加美町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第6号加美町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7 議案第7号 加美町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第7、議案第7号加美町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第7号加美町職員の給与に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

今回の改正は、前議案に関連しますところの職員の勤務時間の改正に伴う改正とあわせて、給与から控除できる項目の整理及び60時間を超える時間外勤務に係る条項の改正をするも

のであります。

職員の給与は、地方公務員法第25条第2項の規定により、法律または条例により認められた場合以外は控除できないこととされておりますことから、総務省から指導があり、控除項目を整理するものであります。

また、平成22年度より月60時間を超える時間外勤務手当の支給率の改正に伴い、その積算の基礎に日曜日を、またはこれに相当する日を除いておりましたが、昨年の人事院勧告により勤務時間に含める改正を行うものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号加美町職員の給与に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第7号加美町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 議案第8号 加美町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第8、議案第8号加美町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第8号加美町国民健康保険条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本年4月1日より施行される健康保険法施行令等の改正により、暫定措置としておりました出産育児一時金の増額について恒久化することとされたことによる改正であります。

出産育児一時金につきましては、平成21年10月1日より平成23年3月31日までの時限措置として4万円を引き上げ、これを付則で規定しておりましたが、今回恒久化することにより本則を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。1番下山孝雄君。

○1番（下山孝雄君） 出産祝金の増額ということだと思うんですけれども、東北でも宮城県は出産費用が高いというようなことが言われていますけれども、大体平均どのぐらいかかるかどうか、わかっておりましたらお願いします。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 保健福祉課長、お答えします。

費用的にはですね、私たちの方ではよくわからないんですけれども、42万円で納まっているケースがほとんどでございます。ただ、医療機関によっては50万円ぐらいかかっているというようなことも聞いております。以上です。

○議長（一條 光君） 1番下山孝雄君。

○1番（下山孝雄君） この一時金については、少子化対策の一環だと思うんですけれども、今、42万円で納まっているというような答弁がありました。たしか宮城県とかでは52万円というようなことが新聞に出たこともありますし、ほかの東北の県では40万円代というようなことで、かなり宮城県は高いような印象があるんですけれども、もっと確実にそういった数字を押さえていただいて、こういった、どのぐらいの額を上積みできるかというようなことについては、そういった根拠になると思いますので、十分そういったものはつかんでいただきたいなと思っております。もし答弁がございましたら。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） いわゆる42万円現在支給しているわけでございます。42万円で支給しているケースが現在30件ございまして、その30件のうち42万円に満たないケースですね。それは6軒ございました。ですから、それらの24件については42万円を上回っているのだろうということは言えると思います。ただ、費用的に言いますと、お医者さんから請求されるものについては、必ずしも、いわゆる正常分娩だけではないものですから、言い方は悪いんですけれども、いわゆるつかんでいないというようなお話をしたわけでございます。

以上でございます。

○議長（一條 光君） よろしいですか。（「はい、よろしいです」の声あり）

そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号加美町国民健康保険条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第8号加美町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9 議案第9号 加美町地域包括支援センター条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第9、議案第9号加美町地域包括支援センター条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第9号加美町地域包括支援センター条例の一部改正について御説明申し上げます。

介護保険法により、地域包括支援センターには、必須事業として地域支援事業の一つである包括的支援事業と指定介護予防事業があります。そのほかに町が地域支援事業として包括支援センターに委託している任意事業と厚生労働省が定める事業があります。平成22年8月の厚生労働省通知により地域支援事業要綱の一部が改正され、特定高齢者を第2次予防事業の対象者に読みかえる改正及び把握事業内容の変更に伴う関係条文を整備したものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号加美町地域包括支援センター条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第9号加美町地域包括支援センター条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10 議案第10号 加美町工業用地等造成事業特別会計条例の廃止について
○議長（一條 光君） 日程第10、議案第10号加美町工業用地等造成事業特別会計条例の廃止についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第10号加美町工業用地等造成事業特別会計条例の廃止について御説明申し上げます。

本特別会計条例につきましては、本町の工業用地と造成事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、平成15年4月1日に設置されたものであります。昨年9月の第3回定例会におきまして、加美郡土地開発公社にて取得した用地の償還残分を一括償還する経費についての補正予算の承認をいただきましたことにより、平成23年3月31日をもちまして借入金を完済することになりましたので、本事業に係る特別会計条例を廃止するものでございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号加美町工業用地等造成事業特別会計条例の廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第10号加美町工業用地等造成事業特別会計条例の廃止については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11 議案第11号 新町建設計画の変更について

○議長（一條 光君） 日程第11、議案第11号新町建設計画の変更についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第11号新町建設計画の変更について御説明申し上げます。

本計画は、市町村の合併の特例に関する法律の規定により、中新田町、小野田町、宮崎町合

併協議会が平成14年12月に策定したもので、平成15年度から平成24年度までの10年間における合併市町村の建設の基本方針や根幹となるべき事業に関する事項、公共的施設の統合整備に関する事項及び合併市町村の財政計画を定めているものであります。

今回の変更は、計画期間を1年間延長し、平成15年度から平成25年度までの11年間とするもので、これにより合併特例債が平成25年度まで活用できることになるものであります。この延長に伴いまして、合併後の加美町において新たに実施している事業を本計画の施策体系に追加すること、及び合併特例債の適用を受けて新庁舎を整備するため、本計画の公共施設の統合整備項目に新庁舎の建設事業を追加したものであります。

さらに、これらの変更にあわせて、財政計画につきましても平成15年度から平成25年度まで延長した上で、平成15年度から平成21年度までは実績数値に修正し、平成22年度から平成25年度までは町の総合計画における実施計画等も考慮した財政計画に変更しているものであります。

本計画を変更するに当たっては、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、あらかじめ3地区の地域審議会への諮問、答申及び宮城県との協議を経て、議会の議決を経る必要があることから、今回新町建設計画の変更について議会に提案を申し上げるものであります。

なお、一昨年、各地域審議会に新町建設計画の変更について諮問し、また昨年には建設場所について諮問し、いずれも了承することの答申があり、宮城県との協議につきましても本年1月25日付で宮城県知事より異議のない旨の回答をいただいておりますことを申し添えるものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号新町建設計画の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第11号新町建設計画の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12 議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町鹿原地区
公民館等）

○議長（一條 光君） 日程第12、議案第12号公の施設の指定管理者の指定について（加美町鹿原地区公民館等）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第12号公の施設の指定管理者の指定について（加美町鹿原地区公民館等）について御説明申し上げます。

本議案は、加美町鹿原地区公民館及び加美町防雪センターの指定管理者として、鹿原地区コミュニティ推進協議会会長米川 工を平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

地区公民館につきましては、地域住民の生活に即した教育、学術及び文化に関する各種事業を行うことで人づくり、まちづくりを総合的に推進し、地域活動の拠点となる施設であります。また、地区公民館と併設する防雪センターは、本地域における除雪作業の拠点としての機能を有するほか、地区公民館と一体となった地域活動拠点施設としての利用が期待されるものであります。

一方、地区コミュニティ推進協議会は、歴史と伝統のある自然豊かな環境を生かし、地区民相互の親睦と融和を図り、住みよい活力ある地域づくりを推進することを目的とした組織であり、その目指すところは同じであります。

両施設の指定管理につきましては、地区の活動拠点となる地区公民館及び防雪センターを、地域との協働による管理運営で地域の特色を生かした事業展開や利用者の利便性の向上を図り、さらには地域の人材活用や雇用創出等の効果が期待できることから、地域に密着した運営を行える団体として適当であると指定管理者選定委員会で選定されましたので、今議会に御提案をさせていただくものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号公の施設の指定管理者の指定について（加美町鹿原地区公民館等）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第12号公の施設の指定管理者の指定について（加美町鹿原地区公民館等）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13 議案第13号 町道路線の廃止について

日程第14 議案第14号 町道路線の認定について

○議長（一條 光君） お諮りいたします。

日程第13、議案第13号町道路線の廃止について、日程第14号、議案第14号町道路線の認定について。以上2件は、いずれも関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。

よって、日程第13、議案第13号及び日程第14、議案第14号を一括議題とすることに決定いたしました。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第13号町道路線の廃止について、議案第14号町道路線の認定についてにつきましては、関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

今回の町道路線の廃止及び認定につきましては、町道色麻下多田川線の道路改良工事に伴う認定がえや新庁舎の建設地に隣接する田川平柳線の認定など、廃止が4路線で1万219メートル、認定する路線が13路線で1万4,481メートル、差し引きで9路線、延長4,262メートルの増となる町道を認定しようとするものであり、これによりまして町道の総路線数は948路線、総延長は73万9,503メートルとなるものであります。

なお、お手元に町道路線の認定、廃止の一覧表及び位置図を配付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたしま

す。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号町道路線の廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第13号町道路線の廃止については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第14号町道路線の認定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第14号町道路線の認定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第15 議案第15号 大崎地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び大崎地域広域行政事務組合同規約の変更について

○議長（一條 光君） 日程第15、議案第15号大崎地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び大崎地域広域行政事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第15号大崎地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び大崎地域広域行政事務組合同規約の変更について、御説明申し上げます。

大崎地域広域行政事務組合が共同処理する事務のうち、ふるさと市町村圏計画の策定及び計画に基づく事業について、国の広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱の廃止に伴いまして、組合同規約の一部を変更するものであります。

変更内容は、規約第3条に掲げるふるさと市町村圏計画の策定及び計画に基づく事業を同条第1項第2号の大崎地域広域市町村圏計画に基づく事業に規定し変更するものであります。

共同処理する事務の変更または規約の変更については、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方自治体の協議によりこれを定めることとされ、同法第290条の規定によりその協議については議会の議決を経ることとされていることから、今回議会に提案を申し上げるものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号大崎地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び大崎地域広域行政事務組合同規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第15号大崎地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び大崎地域広域行政事務組合同規約の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第16 議案第16号 大崎市、色麻町、涌谷町及び美里町に公の施設を利用させることを廃止する協議について

日程第17 議案第17号 大崎市、色麻町、涌谷町及び美里町に公の施設を利用させることの協議について

○議長（一條 光君） お諮りいたします。

日程第16、議案第16号大崎市、色麻町、涌谷町及び美里町に公の施設を利用させることを廃止する協議について、日程第17、議案第17号大崎市、色麻町、涌谷町及び美里町に公の施設を利用させることの協議について。以上2件は、いずれも関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、日程第16、議案第16号及び日程第17、議案第17号を一括議題とすることに決定いたしました。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第16号大崎市、色麻町、涌谷町及び美里町に公の施設を利用させることを廃止する協議について、議案第17号大崎市、色麻町、涌谷町及び美里町に公の施設を利用させることの協議につきましても、関連がありますので一括して御説明申し上げます。

加美町、大崎市、色麻町、美里町及び涌谷町が設置する保育所につきましては、相互利用に関する協定を締結しているところでありますが、今年4月からの認定こども園への移行に伴いまして、小野田東保育所、小野田西保育所、宮崎保育所を利用させる施設から廃止し、新たに利用させる施設として認定こども園おのだひがし園、おのだにし園、みやざき園とする協議により協定を締結することとしているものであります。

地方自治法第244条の3第3項の規定により、公の施設の利用についての協議は関係地方公共団体の議会の議決を経ることとされていることから、今回議会に提案するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号大崎市、色麻町、涌谷町及び美里町に公の施設を利用させることを廃止する協議についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第16号大崎市、色麻町、涌谷町及び美里町に公の施設を利用させることを廃止する協議については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第17号大崎市、色麻町、涌谷町及び美里町に公の施設を利用させることの協議についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第17号大崎市、色麻町、涌谷町及び美里町に公の施設を利用させることの協議については、原案のとおり可決することに決定いたしました。